

熊本県公報

号外 第25号
令和2年(2020年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…………… (〃) 1
- 知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 3
- 熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則…………… (〃) 3
- 熊本県都市公園規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 3
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 3

告 示

- 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程…………… (危機管理防災課) 4

規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第23号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び臨時職員（地方公務員法第22条第2項の規定により臨時的に任用される職員（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第14条に規定する特別休暇のうち、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第13条の表7の項又は8の項で定める場合における休暇を取得している職員の業務を処理するために任用される職員を除く。）をいう。次条第1項において同じ。）」を削る。

第3条を削る。

別表第1本庁の欄中「首席審議員」を「首席審議員
首席医療審議員」に、「危機管理防災企画監」を「首席専門員
危機管理防災企画監」に改め、同表地方出先機関の欄中「訓練長」を「リハビリテーション長」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第24号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「及びカ」を「、ウ及びキ」に、「及び第22号」を「、第22号、第25号及び第30号」に改め、同号中ケをコとし、アからクまでをイからケまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 法第8条第1項の規定による届出を受理すること。

第1条第1項第20号カ中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号ケ及びコを次のように改める。

ケ 法第21条の5第2項の規定による届出を受理すること。

コ 法第22条第3項の規定により研修を行うこと。

第1条第1項第20号サ中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号シ中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号ス中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号セ中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号中ハをマとし、トからノまでをノからホまでとし、同号テ中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号テを同号ヌとし、その次に次のように加える。

ネ 法第25条第5項の規定により報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。

同号ニとし、同号チ中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号チを同号ナとし、同号タを同号テとし、その次に次のように加える。

同号ト 法第25条第1項の規定により指導又は助言をすること。

同号ツとし、同号セの次に次のように加える。

同号ソ 法第24条の2第1項の規定により勧告すること。

同号タ 法第24条の2第2項の規定により措置をとるべきことを命ずること。

同号チ 法第24条の2第3項の規定により報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。

同号ケ 法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出を受理すること。

同号コ 法第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出を受理すること。

同号チ 法第11条第21号に次のように加える。

同号ツ 法第12条の4第2項（法第12条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。

同号テ 法第12条の5第4項（法第12条の5第5項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。

同号ト 法附則第11条第1項の規定により助言又は指導をすること。

同号ナ 法附則第11条第2項の規定により勧告すること。

同号ナ 法附則第11条第3項の規定により勧告に係る措置をとることを命ずること。

同号エ 第1条第1項第25号中「限る。」の次に「第2条第4号において同じ。」を、「もの」の次に「（食肉の衛生に関する事務であつて、条例別表に掲げる施設に係るものを除く。）」を加える。

同号ア中「第25条の5第2項」を「第29条第2項」に改め、同号イ中「第25条の7」を「第31条」に改め、同号ウ中「第25条の8第1項」を「第32条第1項」に改め、同号エ中「第25条の8第3項」を「第32条第3項」に改め、同号カを同号シとし、同号オ中「第25条の9第1項」を「第38条第1項」に改め、同号オを同号ケとし、その次に次のように加える。

同号コ 改正法附則第2条第5項の規定により報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせ、若しくは質問させること。

同号サ 改正法附則第3条第3項の規定により報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせ、若しくは質問させること。

同号オ 第1条第1項第29号エの次に次のように加える。

同号カ 法第34条第1項（改正法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により勧告すること。

同号キ 法第34条第3項（改正法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により措置をとるべきことを命ずること。

同号ク 法第36条第1項又は第2項の規定により勧告すること。

同号ク 法第36条第4項の規定により措置をとるべきことを命ずること。

同号ク 第1条第1項に次の1号を加える。

(30) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定により輸出証明書を発行すること（食肉の衛生に関する事務であつて、条例別表に掲げる施設に係るものを除く。）。

同号エ 第2条第1号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

同号ア 法第8条第1項の規定による届出を受理すること。

同号ア 第2条に次の2号を加える。

(4) 食品表示法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの（食肉の衛生に関する事務であつて、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。）

同号ア 法第8条第1項の規定により当該職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

同号イ 法第12条第3項の規定により調査を行うこと。

(5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定により輸出証明書を発行すること（食肉の衛生に関する事務であつて、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。）。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第1号及び第20号並びに第2条第1号の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第25号

知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則
知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成24年熊本県規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表その1の121の項中「非常勤嘱託職員等」を「非常勤職員」に改め、同表122の項中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「賃金等」を「給料等」に改める。

別表その2中「~~集中処理に係る臨時職員、非常勤嘱託職員に関する事項~~」を「~~集中処理に係る非常勤職員に関する事項~~」に改め、同表10の項中「臨時職員、非常勤嘱託職員等」を「非常勤職員」に、「臨時職員、非常勤嘱託職員の」を「非常勤職員の」に改め、同表11の項中「臨時職員、非常勤嘱託職員等」を「非常勤職員」に、「賃金、報酬」を「報酬等」に、「賃金及び報酬」を「報酬等」に、「支払い」を「支払」に改め、同表12の項中「臨時職員、非常勤嘱託職員」を「非常勤職員」に改め、同表13の項中「臨時職員、非常勤嘱託職員等」を「非常勤職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得する行政文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第26号

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則

熊本県宿舍管理規則（昭和44年熊本県規則第22号）の一部を次のように改正する。
第6条並びに第7条第1項第5号、第6号及び第7号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第27号

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則

熊本県都市公園規則（平成4年熊本県規則第36号）の一部を次のように改正する。
第11条の表熊本県民総合運動公園の項中「教育庁教育指導局体育保健課」を「教育庁県立学校教育局体育保健課」に改め、同表本妙寺山緑地公園の項中「県央広域本部熊本土木事務所工務管理課」を「県央広域本部土木部工務管理課」に改め、同表熊本県営八代運動公園の項中「教育庁教育指導局体育保健課」を「教育庁県立学校教育局体育保健課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第28号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第4条第2号ウ中「の規定により任用された非常勤職員（以下単に「非常勤職員」という。）の報酬及び同法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第2号に係る部分に限る。）又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第9条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により任用された臨時職員（以下単に「臨時職員」という。）の賃金を「に掲げる職を占める職員（以下「特別職非常勤職員」という。）及び同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の報酬等に改め、同号エ中「非常勤職員、臨時職員及び」を「特別職非常勤職員、第1号会計年度任用職員並びに」に、「第28条の4」を「第28条の4第1項及び第28条の5第1項に、単に「再任用職員」を「これらを「非常勤職員等」に改め、同号オ中「非常勤職員、臨時職員及び再任用職員」を「非常勤職員等（地方公務員法第28条の4第1項の規定により任用された再任用職員を除く。）」に改める。

第74条第2項第8号中「損害金」の次に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。約を第95条第1項中「原則として3人」ときは2人とし、同項第4号中「災害により」を「災害による場合又は別表第2教育長の項委任する事務の欄中「非常勤職員（）」を「特別職非常勤職員及び第1号会計年度任用職員（）」に改め、「の報酬及び臨時職員（別に定めるものを除く。）」及び再任用職員の社会保険料を「非常勤職員等（地方公務員法第28条の4第1項の規に改め、同表知事の所管に属する県内に所在する地方支出機関の長の項委任する事務の欄中「非常勤職員の報酬及び臨時職員の賃金」を「特別職非常勤職員及び第1号会計年度任用職員の報酬等」に、「非常勤職員、臨時職員及び再任用職員の社会保険料」を「非常勤職員等の社会保険料」に、「非常勤職員、臨時職員及び再任用職員の労働保険料」を「非常勤職員等（地方公務員法第28条の4第1項の規定により任用された再任用職員を除く。）の労働保険料」に改める。別表第4知事部局の項中「情報政策課、統計調査課」を「統計調査課、情報政策課」に、「商工観光労働部の各課（労働雇用創生課、エネルギー政策課及び国際課を除く。）」を「商工政策課、企業立地課、国際課」に、「監理課及び国際スポーツ大会推進課」を「及び監理課」に改め、同表教育委員会事務局の項中「体育保健課」を「義務教育課」に改め、同表人事委員会事務局の項中「総務課」を「公務員課」に改める。

別表第5中「環境センター 副館長」を削る。

別表第7中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から11の項までを1項ずつ繰

り上げ、同表12の項中	「解剖した死体の搬送に要する経費」	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書
	「解剖した死体の搬送に要する経費」	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書
を	「犯罪捜査に関する照会に要する経費」	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書
	「滞納処分に関する金融機関への調査に要する経費」	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書

に改め、同項を同表11の項とし、同表中13の項を12の項とし、14の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第281号の2

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程

熊本県防災行政無線管理規程(昭和53年熊本県告示第1038号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(1)の表中

陸上移動局	防災熊本総庁	熊本県熊本総合庁舎	県央広域本部税務部総務課長
陸上移動局	防災熊本港	熊本県熊本港管理事務所	熊本港管理事務所長

を

陸上移動局	防災熊本港	熊本県熊本港管理事務所	熊本港管理事務所長
-------	-------	-------------	-----------

に改める。
別表第2の5の表中

「
を「

陸上移動局	熊本防災相互1	熊本県庁	危機管理防災課長
-------	---------	------	----------

陸上移動局	熊本防災相互1	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災熊本総庁	熊本県庁	危機管理防災課長

に改める。
別表第2の6の(1)の表中「水俣市明神町48番地地先」を「水俣市汐見町1地先」に改める。
別表第2の6の(2)の表中「県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長」を「県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。